

「中国国有企業はどうなるか」

ーパネルディスカッションで得られたものー

座間 紘一

はじめに

桜美林大学の金山権、小松出、任雲および私は北京師範大学の唐任伍、王建民と2001年度から3年間、文部科学省の科学研究費補助金を得て「中国国有企業に関する調査研究

ー所有制・グループ化・企業統治を中心にー」をテーマに共同研究を実施し、この3月末成果をまとめる運びとなった。研究が大詰めを迎えた2003年12月15日、我々日本側研究者は中国側共同研究者2名を招いて桜美林大学でパネルディスカッション『中国国有企業はどうなるか』を開催した。この場を借りてパネルディスカッションでの報告と討論をとりまとめ、我々の調査研究の一端を紹介させていただく次第である。

問題の所在

我々のテーマは中国の体制転換の中心的内容の一つとしての中国の国有企業改革の実態を実証的に明らかにすることである。

中国の改革開放政策が「社会主義市場経済」へと収斂していく過程で、国有企業改革は「権限下放、利益譲渡」段階、「経営請負制」段階を経て、今日最終段階を迎え、「社会主義市場経済」のもとでの国有企業の地位と役割の問題に収斂している。中国の公式見解では「社会主義市場経済」とは「公有制（国有制および集団所有制）を主体とする市場経済」であり、非公有制経済も主要な構成部分を占め、多

様な所有制に基づく経済の同時発展であるとされる。更に国有企業を株式会社に転換し、「株主権の多様化」し、極少数の企業以外には国有企業の形式にこだわらないとされる。いわばほぼ全面的に市場経済を導入する前提の上で「公有制」を主体とする「混合経済体制」が目指され、企業形態としては「株式制」が推進されているといえる。

中国は従来の所有制を基礎とする「公有制」企業理論から所有と経営分離の「株式会社」を中心とする「現代企業制度」としての「会社制」企業理論へと転換しつつあり、その結果、コーポレートガバナンスの問題が俎上に上っているのである。ここでの特徴は「公有制」はあくまで「社会主義」を代表する企業概念として掲げられ、その位置や役割が限定され、非公有企業や混合所有企業などが容認されると共に、公有制企業においても株式制への転換が謳われてる点である。公有制企業にあっては国家ないし集団が具体的資産を所有し、株式制では所有と経営は分離し、所有の対象は株であり、具体的資産ではない。そこに法人財産権が発生し、所有者と経営者の委託代理関係がコーポレートガバナンスの内実をなす。資本主義の場合、究極的には手持ち株式の売買を通じての所有権の移転を背景にして所有者の権益を経営に反映させる手段がコーポレートガバナンスであると考えることが出来る。中国の場合、「株主権の多元化」で国有企

業の所有権移転がどこまで認められるのか、コーポレートガバナンスとは企業の「支配権の移転」を含む概念なのかが問題となる。公有制企業と会社制企業とは異質な面を含む概念であるにもかかわらず、中国にあっては公有制企業の現代企業制度＝株式会社化として改革の方向が打ち出されていることに問題の核心がある。

報告と討論

パネルディスカッションでは以上の問題意識の下で私がコーディネータをし、他のメンバーがそれぞれの側面からこの問題を分析した。

唐任伍報告「国有企業の制度疲労を論ず」では国有企業改革は財産権改革、内部統治機構、市場環境整備の3者が調和的に進展することが必要であると、現局面を財産権改革が先行し、その他の2者が立ち後れており、その結果様々なレント発生の条件が形成され、財産権改革を進めることが企業のレントシーキング活動を助長し、企業の生産性向上や効率上昇効果をもたらさないとする。財産権改革とは経営権の増大であり、制度疲労とは経営権の拡大が生産性や収益性の向上につながらないことを指す。計画経済から市場経済への移行期にあっては様々なレント発生の条件が形成されるが、それらのレントは段階的、漸次的にその発生の条件を除去する以外に方法はない。それはまた市場育成の過程でもある。唐報告では市場形成過程の制度との絡みで適法的に為されるレントシーキングと違法行為としてのそれとを区分していないが、それらの区分を明確にすることによって制度のものの中にあるレント発生要因を抽出することができ、市場形成の成熟度と段階が明確になり、それに対応した所有権改革の課題も明確になると思われる。

任雲報告は「国有企業改革の到達点と改革政策の諸側面」と題し、改革の現段階を概括し、その様々な側面を整理したものである。任は一方で所有権を基礎とする非公有化の到達点と会社化＝株式化の到達点と見通しを党や政府の公式見解で明らかにすると共に、改革の進展状況につき、調査に基づいて、省以下の民営化は非常に速いスピードで広汎な分野で進んでいるとする。任の述べる省以下の民営化の進展は雪崩的であり、地方政府は財政負担の軽減、民営化による期待収益などを求めて民営化を急いでおり、その結果国有資産の流失や人的資本の過小評価が発生しているとする。ここでは所有制原理に基づく公有から私有への企業論の論理から株式制に基づく「現代企業制度」への転換が不十分なままで、いかえると資本＝株式の売買での所有権移転ではなく具体的な資産売買での所有権移転という形での民営化が進んでいる。資産市場はきわめて未成熟な状況で、こうした売買によって形成される民営企業が規範的な市場競争メカニズムに基づく経営を行うことが出来るかどうかは疑わしい。財市場から資本市場への転換の諸条件の形成の進展は未だならずと示している。

金山権は「中国の企業改革推進体制と統治システム」と題して、2003年に新設された中央レベルの国有資産監督管理委員会と地方レベルの深圳市国有資産監督管理委員会の機構的整理を行うとともに株式会社ガバナンスシステムを「中国式三位一体型企業統治構造」として概括し、国有企業改革推進機構構築の到達点と問題点を指摘する。従来多くの行政機関に分散していた各種の管理権限が国有資産監督管理委員会に統合されたことにより、権力分散の非効率性は改められ、国有資産の効率的な管理と規範的な整理・売却が推進されることになる。この国有資産監督管理システム

は地方に普及されていくことになるが、先の任雲報告は近時の地方国有企業の民営化ブームを国有資産監督管理機構確立を前に、地方政府が政策の隙間を利用し、自由に国有資産を処分する「駆け込み」的行動に走った結果であると見ている。新機構は資産市場未成熟のもとで規範的な資産評価、効率的資産管理、資産の価値保全価値増殖、資産流失防止を図ろうとするものであり、国家による上からの健全な資産市場育成措置といえるものである。ガバナンスシステムに関しては社外取締役制度、会計監査と投資意思決定の委員会の設置など資本主義における株式会社のガバナンス機構と同様なものといえよう。

小松出は国有企業のグループ化について「企業集団発展政策の推移と企業集団形態の变化」を取り上げた。集団化政策の展開過程のフォローと主要企業は集団形態の整理をし、地方政府級業種別持ち株会社型企業集団について、持ち株会社採用の意図がステーク・ホルダー機能重視から国有資産保持へ変化したこと、国有資産の発展および再分配機能での限界、集団企業内でのガバナンス問題を指摘している。

企業集団化とは国有企業を国家が直接統治するのではなく、有力企業を中核に企業集団を作り、中核企業が資本結合を通じてコントロールする体制である。グループ化による資産再編ではグループ内の優良資産を集中することによって優良企業を作り出し、その企業を上場して資金調達をすることに特徴がある。グループ化によって「政企分離」は進むが、グループ内では構成企業のガバナンスよりもグループ全体の発展が重視される。グループ内で資本結合による所有と経営の分離が貫かれているか否かは疑問である。

王建民は「中国国有企業の人的資本の収益権」と題して、人的資本財産権理論を運用し、

中国国有企業経営者人的資本収益権の適度な「不足」の合理性を分析し、国有企業経営者の非理性的な収益権追求の危険性を論じ、一歩一歩国有企業経営者人的資本収益権を「完備」する必要性および収益権実現の基本原則および主要形式について論じた。王は中国の経営者がアメリカのCEOに比べてきわめて低い報酬しか得ていないことには合理性があり、その合理性を国有企業の管理者の育成と採用のあり方、様々な非貨幣的所得や特権の大きさに求め、それは市場経済化と国有企業制度刷新の水準が不十分であることに起因し、短期間に改善することは困難であると述べる。

国有企業改革の行方

国有企業改革は現在、国有企業自体の経営パフォーマンスの悪化と赤字体質、所有主体としての政府財政負担の過重とセーフティネットの未整備、経済のグローバル化の中での競争環境の激化、外資や様々な非公有制企業の役割の増大という環境の中で進められている。公有制企業の大幅な民営化は不可避であり、公有制企業の比重は大きく後退するだろう。だからといって国有企業が日本の特殊法人のような存在になるとは考えられない。

公有制企業を含めた現代企業制度＝株式会社制への移行と株式制度のもとでの所有と経営の分離を前提としたコーポレートガバナンス機構確立という道筋で国有企業改革の行方を占うには多くの留保条件がある。前述したように、所有制を基礎とする企業概念(国有、公有など)と所有と経営の分離した会社＝法人概念とは別次元のもので前者から後者への転換には大きな飛躍が必要である。

現在国有企業の再編は多くは資産売買という形で行われている。経営状態の悪い企業は株式化し、上場すること自体無理であり、株式化を前提とするガバナンスを国有企業全体

に広げることはいできない。国有企業の株式化、上場は優良企業で行われ、その目的は主として資金調達である。株式化した国有企業で株式市場での株式売買を通じた所有権移転原則を認めるならば、「社会主義」の「公有制を主体とする」建前は崩壊する。中国は市場シ

テムを育成する中で株式制を広範に取り入れつつも最後の要としての「公有制主体」原則は崩さないのではなかろうか。とすればそこでのコーポレートガバナンスも二元的原理に基づくものにならざるを得ないだろう。

以上